# 岩手県東日本大震災津波復興計画の取組状況等に関する報告書 いわて復興レポート 2014 (素素) [概要版]

## 趣旨

岩手県東日本大震災津波復興計画(平成23年度~平成30年度)のうち、第1期復興実施計画期間(平成23 年度~平成25年度)に、県が実施した事業進捗の状況を報告するとともに、復興の現状やその推移を示す「社 会・経済指標」や「被災事業所復興状況調査」、「県民の復興に関する意識調査」などの統計データ・調査結果 等に基づき、本県の復興の現状と課題、今後の方向性を明らかにするもの。

## 第1期の実績と課題

## 実績

## 事業の目標は概ね達成したが、県民の復興に対する実感は低い

県では、復興の目指す姿「**いのちを守り** 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」の実現に 向けて、復興に向けた3つの原則「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」のもと、第1期では、 延べ491事業(延べ608指標)の取組を推進。

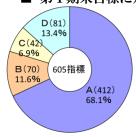
## [取組内容]

| 安全の確保       | 災害廃棄物の処理を終了。防潮堤等海岸保全施設の整備を推進。復興まちづくり(面整備)<br>事業は予定するほぼ全ての地区で事業認可や大臣同意。三陸鉄道は全線の復旧を終了。復興道<br>路は全線事業化され、一部区間が順次供用開始。      |
|-------------|--|
| 暮らしの<br>再建  | 災害公営住宅は全体の約3割を超える戸数で着工。被災者の住まいの再建を支援。医療施設や社会福祉施設などの機能回復、健康の維持・増進やこころのケアの推進。被災した学校施設の復旧整備。復興教育の推進。幼児児童生徒のこころのサポートなどの実施。 |
| なりわいの<br>再生 | 県内全ての魚市場が再開。漁船や共同利用施設の整備。農地の復旧を支援。仮設商店街の整備。事業者の二重債務の解消やグループ補助、制度融資等による支援。一部再開を含め被災事業所の約8割が事業再開。                        |

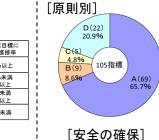
## [事業進捗]

- ・第1期の事業進捗は、605 指標中、進捗率 80%以上が 79.7% (482 指標)。また、進捗率 80%未満の事業 のうち、国や市町村が行う他の有利な制度を活用したものや、実際のニーズが当初の見込を下回った ものなど事業ニーズが既に満たされているものを除く「実質的遅れ」は7.8%(47指標)
- ・「安全の確保」の「実質的遅れ」が23指標。海岸保全施設の復旧・整備や港湾機能の回復などにおい て、地域の復興まちづくり計画との調整などに時間を要したもの。【図-1】

## ■ 第1期末目標に対する進捗率【図-1】

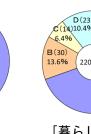


| 区分 | 第1期末目標に<br>対する進捗率 |
|----|-------------------|
| Α  | 100%以上            |
| В  | 100%未満<br>80%以上   |
| С  | 80%未満<br>60%以上    |
| D  | 60%未満             |
|    |                   |



進捗率80%以上 74.3%(78指標)

※実質的遅れ 21 9%(23指標)





※実質的遅れ 5.0%(11指標)



進捗率80%以上 78.9%(221指標)

※実質的遅れ 46%(13指標)

[計画全体]

進捗率80%以上(A+B) 79.7%(482指標) ※実質的遅れ 7.8%(47指標)

## 主要指標・各種調査結果

## [社会·経済指標]

沿岸地区の介護施設等の定員数は震災前の水準を超えたほか、有効求人倍率は平成24年7月以降連続して 1倍台の高水準を維持。一方、第1期末時点で完成した災害公営住宅は計画全体の約10%、市町村が行う防 災集団移転促進事業や漁業集落防災機能強化事業などで完成した**宅地の区画数は計画全体の約3%**であるほ か、産地魚市場の水揚量など経済指標のうちには震災前の水準に達していないものがある。

資料3-1

## **[被災事業所復興状況調査]** (調査時点:平成 26 年 2 月 1 日)

建物や設備の復旧状況については、およそ半分以上復旧と回答した事業所が全体の約半数。業績(売上等) の状況については、震災前と同程度又は上回っていると回答した事業所の割合は、建設業が8割近くと高い 一方、水産加工業は2割未満と低い。

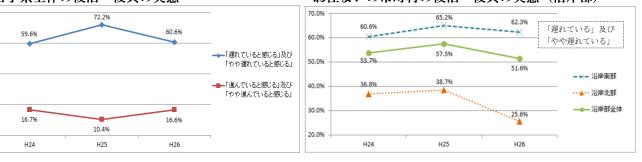
## 「県民の復興に関する意識調査」 (調査時期:平成26年2月~3月)

県全体の復旧・復興の実感について、「遅れている」、「やや遅れている」(以下「遅れている」)との回答は 60.6%、2年前とほぼ変化なし。また、お住まいの市町村の復旧・復興の実感について、沿岸部全体では「遅 れている」との回答は 51.6% であったのに対し、沿岸北部では 25.6%、沿岸南部では 62.3%。【図-2】

#### ■ 復興の実感の推移(復興に関する意識調査)【図-2】

・岩手県全体の復旧・復興の実感

## ・お住まいの市町村の復旧・復興の実感(沿岸部)



## **[復興ウォッチャー調査]** (調査時期:平成26年2月時点)

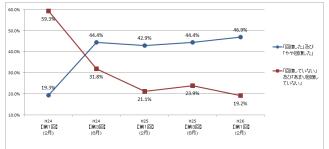
被災者の生活及び地域経済の回復に対する実感について、「回復した」「やや回復した」の割合が、「回復し ていない」「あまり回復していない」を上回っているのに対し、災害に強い安全なまちづくりに対する実感に ついては下回っている状況。【図-3】

## ■ 復興の実感の推移(復興ウォッチャー調査)【図-3】

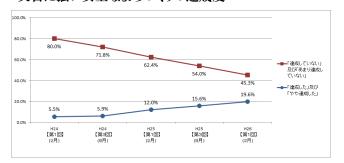
## ・被災者の生活の回復度

# ■「回復した」及び 「やや回復した」 ■「回復していない」 及び「あまり回復し ていない」

## 被災者の地域経済の回復度



#### ・災害に強い安全なまちづくりの達成度



## [県民の復興に対する実感]

県民の復興に対する実感については、一定程度の復旧・復興の進捗を感じつつも、防潮堤の整備、災害公 営住宅の建設など事業が未だ復興を実感できる程度まで進捗していないことや、応急仮設住宅での生活が長 期化し、復興まちづくりと合わせた商店街や公共施設等の再建が本格的に進んでいないことなどが背景にあ ると考えられる。

#### 課題

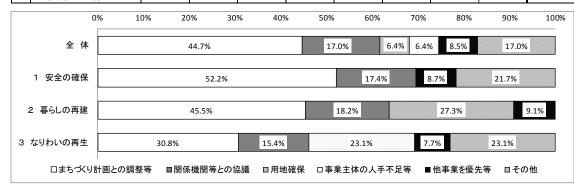
## 迅速な復興を進める上で、3つの大きな課題がある

第1期復興実施計画を構成する事業のうち、「実質的遅れ」は7.8%(47指標)あった。その多くは、防潮 堤等の海岸保全施設の復旧・整備や港湾機能の回復、災害公営住宅の整備などにおいて、**復興まちづくり**計 画との調整や関係機関との協議、用地の確保に時間を要したためである。【表-1、図-4】

## ■ 実質的遅れの要因[事業進捗の遅れの要因等]

【表-1、図-4】

| l I |           | まちづくり計<br>画との調整<br>等 | 関係機関等<br>との協議 | 用地確保 | 事業主体の<br>人手不足等 | 他事業を<br>優先等 | その他 | 計  | 全指数に<br>占める割合 | 全指数 |
|-----|-----------|----------------------|---------------|------|----------------|-------------|-----|----|---------------|-----|
|     | 全 体       | 21                   | 8             | 3    | 3              | 4           | 8   | 47 | 7.8%          | 605 |
|     | 1 安全の確保   | 12                   | 4             | 0    | 0              | 2           | 5   | 23 | 21.9%         | 105 |
|     | 2 暮らしの再建  | 5                    | 2             | 3    | 0              | 1           | 0   | 11 | 5.0%          | 220 |
|     | 3 なりわいの再生 | 4                    | 2             | 0    | 3              | 1           | 3   | 13 | 4.6%          | 280 |



これらの事業を迅速に進めていくためには、復興を担う人材の確保や被災地のニーズに対応できる自由度 の高い財源の確保、事業用地の円滑かつ迅速な確保という3つの大きな課題があった。第1期においては、 市町村と力を合わせ、国とも連携しながら、これらの課題解決に取り組んできた。

第2期においても、復興計画の確実な実施のため、引き続き課題解決に取り組んでいく必要がある。

## [第1期の課題と取組実績]

| 課題             | 概 要   | 取組実績  |
|----------------|---|---|
| 被災地復興のための人材の確保 | 復興まちづくり等のハード事業を担当する人<br>材などマンパワーが不足し、住民との合意形成や<br>関係機関との調整、用地交渉等に支障 | 再任用職員、任期付職員の採用や他自治体から<br>の職員派遣の要請などを実施<br>復興庁の支援による民間企業等の人材を受入<br>れ |
| 自由度の高い         | 国の復興交付金は対象事業が限定され、被災地   | 被災地のニーズに対応できる自由度の高い財  |
| 財源措置           | ニーズに十分に対応できず  | 源措置について、国に対して要望・提言  |
| 事業用地の円         | 復興事業の取得予定用地には所有者不明や相  | 用地取得に係る特例制度の創設を国に対して  |
| 滑かつ迅速な         | 続未処理等の懸案事項が多数存在。用地交渉や取  | 強く働きかけた結果、「改正復興特区法」が平成  |
| 確保             | 得手続等に多大な手間と時間   | 26年4月に成立  |

# 今後の方向性(第2期復興実施計画の取組)

第2期においては、復興まちづくりや災害公営住宅の整備、漁港や漁船、養殖施設の復旧・整備など、第1 期の「基盤復興」の取組の成果を土台とし、地域の社会経済活動の基盤となる復興まちづくりを概成させ、被 災者の生活の安定と住宅再建、地域産業の再生に取り組むことにより、「被災者一人ひとりが安心して生活を営 むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す『本格復興』」の取組を強力に推進する。

## 重視する視点

地域の住民一人ひとりが主役となり、多様な主体が連携しながら、地域社会の持続性を重視した取組を進める。

画:若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画により復興の取組を促進

つながり:多様な主体が連携して活動する相乗効果により復興を加速

持続性:地域資源の発掘・活用など地域社会の持続性を目指した取組を推進

7/17/2014 2:06 PM

## 3つの原則に基づく取組

## 「安全の確保」

防潮堤等の海岸保全施設や湾口防波堤、道路・鉄道の早期復旧・整備に取り組む。特に、平成26年5月に施 行された改正復興特区法による特例制度等の活用を図りながら、復興事業を円滑かつ迅速に進めていく。また、 地域防災力や広域的な防災体制の強化、震災の記憶の風化防止のための防災文化の醸成と継承などに取り組む。

## 「暮らしの再建」

市町村が行う面整備事業に対する技術的支援を継続するとともに、災害公営住宅の整備に当たっては、建築 工期の短縮を図る整備手法も活用しながら、迅速な整備を進めていく。また、県立病院の移転整備や社会福祉 施設の再建支援のほか、市町村立学校や県立高田高校など学校施設等の早期復旧・整備やいわての復興教育な どによる教育環境整備を推進する。

被災者の心身の健康の維持・増進、地域コミュニティの再生・構築支援などについて、市町村や関係機関、 NPOなど、多様な主体の参画と連携によってきめ細かくサポートする。

## 「なりわいの再生」

漁港や共同利用施設などの早期復旧・整備、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築やカイゼンの導入 等による経営力の強化に取り組む。

農地の復旧・整備を引き続き推進するほか、施設園芸団地を核とした生産拡大や地場消費等に対応した多品 目生産を支援する。

放射性物質の影響対策として、引き続き牧草地除染やホダ木処分、県産農林水産物の放射性物質濃度の測定 調査に取り組むほか、風評被害対策として、本県の安全・安心な農林水産物の魅力を国内外に発信し、信頼の 回復と評価の向上を図る。

**復興まちづくりと一体となった本設商店街への円滑な移行、**個店の経営力向上を図るとともに、被災地域に おける新たな**起業の促進**、内陸との連携強化による産業人材の育成支援に取り組む。

震災学習を中心とした教育旅行の誘致を促進し、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなど三陸が有する地域 資源を生かした誘客を進めるなど、本格的な旅行需要の拡大に向けて取り組む。

## 三陸創造プロジェクト

三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点か ら、これを体現するリーディングプロジェクトとして**5つの三陸創造プロジェクトを推進**する。

#### 課題への対応

復興を担う人材の確保や、復興財源の確保と自由度の高い財源措置、事業用地の円滑かつ迅速な確保への取 組の課題を克服し、被災者の期待に応え、被災者が復興の歩みを実感できるよう復興の一層の推進を図る。

## 「第2期の課題と取組方針]

| 課題                     | 取組方針   |
|------------------------|--|
| 被災地復興のための<br>人材の確保     | 任期付職員等の採用や他自治体からの職員派遣の要請及び民間企業等の人材の受入れの継続実施により、復興事業の進捗に伴う需要の変化にマッチした人材の確保に取り組む。                        |
| 復興財源の確保と自<br>由度の高い財源措置 | 平成 27 年度までとされている国の集中復興期間の延長と、被災地のニーズに対応できる自由度<br>の高い財源措置について、被災 4 県や県内市町村と連携しながら、国に強く提言・要望していく。        |
| 事業用地の円滑かつ迅速な確保         | 改正復興特区法の適時の制度活用を図るため、部局横断組織を新たに立ち上げ、円滑かつ迅速な<br>事業用地の取得を進める。<br>また、制度活用を検討する市町村に対して関係書類作成等の業務支援を積極的に行う。 |